

2009年7月15日

京都地方最低賃金審議会

会長 渡辺 峻 様

京都地方労働組合総評議会

議長 岩橋 祐治

## 最低賃金改定審議にあたっての意見書

京都府最低賃金改定にあたって、最低賃金法第25条5項、同施行規則第11条1項にもとづき意見表明する。

なお、京都の審議会として自立した審議、とりわけ、生計費を重視した審議を行うよう求めるとともに、改正最低賃金法の施行を機会として、意見陳述の場を設けるべきであり、閉鎖的な審議を抜本的に改善することを強く求める。

記

一、京都府最低賃金を、少なくとも生活保護を上回る水準に改善すること。私たちの試算では、就労することを前提した就労以前の生活保護を算定すると時間あたり978円で、就労後に生活保護を算定すると時間あたり1114円となる。(いずれも労働時間は厚生労働省の示した時間で割った場合)そのため、当面、時間額1000円に引き上げることを求める。

一、審議にあたり、広範な関係者の意見が反映するよう、最低賃金法第25条6項、同施行規則第11条2項にもとづく意見陳述の場を持つこと。

一、審議会については、専門部会も含めて公開とすること。

### 【趣旨】

1、生活保護の最低生活費と最低賃金との逆転現象は1980年代初頭からだが、私たちは、1991年以降、一貫してこのことを問題として指摘し続けてきた。もともと最低賃金と生活保護とは連動していた。特に、国の失業対策就労者の賃金と最低賃金、生活保護とは連動していたため、最低賃金が生活保護を下回るということは許されなかった。労働者の生活は生身の生活であり、最低賃金で自立した経済生活ができないということは問題外であるということをあらためて認識すべきである。昨年、改正最賃法にもとづいて生活保護との乖離額が示され、京都では33円とされた。私どもは、この乖離額については実際とは異なるものであるため、再度乖離額を試算しなおすべきだと考える。私たちは、改正最低賃金法の趣旨を生かすためには、少なくとも以下の諸点で昨年の試算については問題があると考える。

- (1) 生活扶助費について、府内級地の人口加重平均が利用されているが、平均を採用すると生活保護水準以下の最低賃金額となる地域ができる。特に1級地の1はそうならざるを得なくなるが、京都では、府内全体の人口の過半数となる。法の趣旨に反する実態をなくすためには、京都市内1級地の1の扶助費を採用することが必要である。
- (2) 勤労控除が算定されなかつたが、これも法の趣旨に反する実態をつくりだすこととなる。生活保護を受ける場合、就労前だと基礎控除の70%が就労に伴う必要経費として「加算」され、就労優秀な場合(特に問題なく仕事をしている)は、基礎控除100%と特別控除(基礎的な生活扶助分の1割)が「加算」される。この控除を入れないことには、働いて得た賃金が生活保護を下回り、生活保護を受けることができることとなる。
- (3) 住宅扶助については、実績値を採用し、26,948円となっている。しかし、これでは、京都市内で賃貸住宅を借りることは例外的な物件であり、通常は存在しない。生活保護の住宅特別基準は、最低限、実際に合わすためにつくられており、この数値を採用すべきで

ある。

さらに、試算にあたっては、現在、月約150時間という所定内労働時間の実態をふまえるべきなど、あらためて試算をやりなおすべきである。生活保護制度は行政によって厳密に算出される制度であり、比較するにあたって恣意的な試算は論外である。さらに、今年3月に生活保護制度については、運用改善の通達が出され（3月18日付、社援保発第0318001号）、貧困の発見を促すとともに、働いていても生活保護を適用することを鮮明にした。7月10日付朝日新聞は、「月26日働けど生活保護」との見出しで時給労働者が生活保護を申請し認められたことを報道している。「今回の生活保護申請は、フルタイムで働いても貧困から抜け出せない人がいる現実を改めて突きつけた」としている。実際京都でも、非正規労働者を中心に、母子家庭をはじめ、単身者でも、生活保護を申請し、受理された人が複数以上で存在するようになった。

最低賃金が、生活保護を上回るようになるとの法改正の趣旨を生かした審議を求める。

2、京都総評として試算した数値は、別表の通りで、最低賃金と比較するための負担費の修正と労働時間以外を除けば、実際の生活保護の算定作業から導かれる数値である。この数値から、少なくとも時間額978円となる。同時に、この金額でも就労した場合の生活保護基準を完全に超すことはできず、時間額で1114円必要である。そのため、当面、時間額1000円に引き上げることを求める。

3、さて、景気の急速な悪化を受け、企業の経営も労働者のくらしも、深刻な事態に直面している。特に中小企業は、単価下落と発注量・販売量の減少という厳しい局面を迎えており。この事態をふまえ、政府も大型の補正予算を組み、雇用対策や中小企業対策を打ち出している。しかし、融資や補助金をいくら手当しても、肝心の消費が活性化しなければ展望は開けない。しかも、世界的経済危機で、輸出先国の経済も打撃を受けており、景気回復には内需の動向が決定的な役割を果たす。雇用対策と同時に、最低賃金の引き上げなど貧困層を底上げする対策がきわめて重要となっている。

総務省「労働力調査」によると2008年の「役員を除く雇用労働者」5159万人のうち、年収200万円未満の人は1725万人（34・3%）に達している。これらの労働者は、低賃金ゆえに貯蓄もできず、解雇されるや生活困窮状態に陥る事例が、この間の「派遣切り、雇い止め」の急増の中で実証された。いずれにしても労働者の3人に1人が低賃金・非正規雇用では、内需が冷え込むのは明らかと言える。

最低賃金の引き上げは、貧困対策として、そして、景気刺激策としても有効である。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強い。不況による「支払い能力」は低下している。しかし、今の最低賃金は低すぎるため、全国中小企業団体中央会の調査では、昨年程度の引き上げでは、中小企業でも「ほとんど経営に影響はない」としている。最低賃金は、さらなる大幅な引き上げが可能である。

なお、国際的には、3月29日にイタリアで開催された主要8カ国（G8）労働大臣会合で、雇用対策と同時に貧困層を救う所得保障が必須であり、その代表的施策である最低賃金の重要性が増していると決議している。さらに、第98回ILLO総会は、仕事の創出、労働者保護、景気回復刺激をめざす「仕事に関する世界協定」を6月19日に採択し、最低賃金について考慮することを促した。これらは、今日の世界的な経済危機の中で打ち出されているもので、とりわけ、先進諸国の中で、日本の最低賃金は異常に低く、大幅な改善を求められている。

4、低所得層の賃金引上げによる経済波及効果については、以下のような試算をしている。京都府内の時間給1000円未満労働者88431人（一般32793人、パート55638人。平成18年版賃金構造基本統計調査より）の賃金改善（時間額1000円にする）をした場合、一人当たり平均の賃金増額は、一般で27586円、パートで20881円となり、府内全体での賃金増加総額は、一般で108.6億円、パートで139.4億円、合計248億円で、先にふれたように低所得層の場合、ほとんどが消費需要に回ることや、主として中小企業分野の需要を拡大することから、地域経済の循環を促すこととなる。中小企業は、ワーキングプア根絶の社会的意義を踏まえ、積極経営の立場に立ち、最低賃金を積極的に引き上げることによる果実を受け取る立場に立脚すべきだと考える。なお、大幅引き上げに関連して、中小企業への支援策が経過的に必要だと考えていることを付記しておく。

以上

## 最低賃金と生活保護の比較試算(京都)

試算Ⅰは基礎控除の就労に伴う必要控除と特別控除のみをみたもの。  
試算Ⅱは基礎控除と特別控除をみたもの。

		金額(円)	
		2009年7月	
①生活扶助第1類(12～19歳)	39694	人口加重平均	42080 42080 1級-1
②生活扶助第2類(1人世帯)	40967	"	43430 43430 1級-1
③生活扶助冬季加算(月平均額)	1214	" 年額/12ヶ月	1288 1288 1級-1 3090×5ヶ月/12ヶ月
④期末一時扶助(月平均額)	1115	" 年額/12ヶ月	1182 1182 1級-1 14180/12ヶ月
⑤住宅扶助	26948	実績値の人口加重平均	42500 42500 京都市住宅扶助特別基準
⑥基礎控除(就労に伴う必要経費分)	0		25230 試算Ⅰは25230×0.7 試算Ⅱは全額
⑦特別控除			(①～⑤)×0.1
⑧合計	A 109,939		13048
⑨公租公課分上乗せ	B		148,141 168,758
⑩時間あたり賃金(労働時間は労基法)	C 633	(A/173.8)173.8時間 は週40時間労働制による	170,007 193,667 (A*1.1476)1.1476は府内単身の 非消費支出の割合
⑪時間あたり賃金(労働時間は実態)	D 0		978 1114 (B/173.8)173.8時間は週40 時間労働制による
⑫2008年最低賃金額	E 717		1133 1291 (B/150)150は1800時間/1 ヶ月
⑬2008年最低賃金額の負担費修正	F 733	0.864は時間額610円で 融いた場合の税、社会保 障の総所得に対する比	717 717
⑭2008年最低賃金額との差 1		E-F -16	-416 -574 E-D
⑮2008年最低賃金額との差 2			-261 -397 E-C

注:厚生労働省試算のうち、負担日の修正は、月単位の金額で行われているが、ここでは、時間額でおこなった。

$$\begin{aligned}
 & 686円 \times 173.8時間 \times 0.864 = 103012 \\
 & 109939円 - 103012円 = 6927円 \\
 & 3927円 \div 173.8時間 \div 0.864 = 47円 \\
 & 47円 - 14円 = 17円 = 16円
 \end{aligned}$$